

## Ⅱ-1 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導

### (1) 在校時の発生

☆教職員の行動

★児童への対応

○児童の行動

発地  
生震

#### 亘理町で震度6弱以上の地震を想定した場合

- ・体感できる初期微動(P波)から小刻みな揺れが数十秒程度続き、その後、震度4以上最大震度6弱の揺れが断続的に3分以上続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。
- ・緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった。

#### ※地震発生数秒後に停電し、校内放送ができない状況を想定

#### 教職員

☆教頭はハンドマイク、メガホン等で避難行動を指示する。

地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、上から落ちてくるものに気をつけなさい。

安  
全  
確  
保  
・  
安  
全  
点  
検

★休み時間等で、児童から離れている場合は、揺れが収まった後、ただちに児童がいる場所へ移動し、指導する。

☆担任は、担当教室に行く。養護教諭は保健室に行く。

☆火気を使用中であれば、揺れが収まってから慌てずに火の始末をする。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けないようにさせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりとさせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆安全点検・消火班は、揺れが収まり次第、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

☆避難誘導班は、避難経路の安全確認をする。

☆安全点検・消火班はガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。

★救急医療班は手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

#### 児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

#### 本部長(校長)

情報収集とともに、安全な場所への避難を指示する。

☆津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。

地震は収まりましたが、津波が来る心配があります。先生の指示に従って、慌てず避難しなさい。

避情  
難報  
指収  
示集

☆本部は、ラジオ、携帯ラジオ、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

☆津波到着予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

★第一避難場所が危険と判断した場合は、あらかじめ定めた安全な場所への避難を指示する。(第一避難場所：校庭南側)(第二避難場所：校舎屋上)(第三避難場所：亘理小学校)

※第三避難場所への移動が必要な場合は、津波警報・注意報の解除後とする。(第3避難場所まで避難しない場合もある。)

避難誘導

## 教職員

- ★逃げ遅れることがないように避難前に人員を確認する。
- ★落下物，足下に注意し，頭部を保護するように指示する。
- ★自力で避難できない児童は，指定職員が介助して避難させる。
- ★児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声がけをする。
- ☆本部(事務職員)は非常持ち出し袋を搬出して避難する。
- ☆本部は、ラジオ，防災行政無線等により，最新の情報収集に努める。
- ☆保護者，地域住民が避難してきた場合は，一緒に避難する。

## 児童

- 教職員の指示に従い，迅速に行動する。
- 高学年児童は低中学年児童の面倒を見ながら，協力して避難する。

安否確認

## 教職員

- ★本部の指示で，学級ごとに整列させる。
- ☆名簿により，学級ごとの人数と負傷者の人数を確認し，本部に報告する。  
担任 → 教頭 → 校長
- ☆避難誘導班は，安否確認ができない児童生徒等の捜索を行う。
- ★救急医療班は，負傷者の確認とけが人に対するの応急手当を行う。
- ☆救急医療班は，必要に応じて医療機関と連携を図る。

部災設置本

- ☆本部長，教頭，防災主任の指示により，各業務に当たる。

避難場所での待機

## 本部長(校長) 教職員

- ★避難解除，津波警報(注意報)が解除されるまで学校で待機させる。保護者等への引渡もしない。
- ★避難場所での待機は，長時間になることを意識させ，児童の体調管理，心理面のサポートにあたる。
- ☆必要に応じて避難住民の対応にあたる。
- ☆本部長の指示に従って，各業務に当たる。

## 児童

- 高学年児童は低中学年児童の面倒を見ながら，励まし，協力し合う。

事後の対応

## 教職員

- ☆本部は，児童・教職員の被害状況や施設の状況等を町教育委員会に報告し，必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況，今後の対応について保護者に知らせる。(引渡を含める。)
- ★欠席児童の安否を確認する。
- ☆本部長は，職員に命じて，学校の施設・設備の点検，必要に応じて通学路の安全点検を行わせる。

## (2) 登下校時の発生

☆教職員の行動

★児童への対応

○児童の行動

児童の安全確保を最優先とする。

発地  
生震

**※停電・断水・公共交通機関がストップ、信号機等も作動しない状況**

### 教職員

安全  
確保  
・  
情報  
収集

- ★学校にいる児童の安全確保・点検等は在校時の対応を基本とする。
- ☆教務主任は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)
- ★状況によって、登下校途中の児童の保護、安全な場所への誘導を行う。

### 児童

- 建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等为了避免するため、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所
- 川岸や橋の上からすぐに離れる。
- 崖崩れが起きそうな場所からすぐに離れる。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりした揺れを感じたり、防災無線等で津波に関する情報があった場合は、走って、すぐに高い場所（高屋小屋上、互理小学校）に逃げる。近くにいる人にも声をかけ、誘って逃げる。

避難  
・  
誘導

### 教職員

- ★学校にいる児童の避難、在校時の対応を基本とする。
- ★安否確認、状況によって登下校中の児童の保護活動を行う。

### 児童

- 津波警報や注意報が出たら、すぐに高い場所（高屋小屋上、互理小学校）に逃げる。
- 津波警報や注意報が解除されるまで、戻らない。
- 児童同士、励まし協力しながら避難する。

部災  
設害  
置本

### 本部長(校長) 教職員

- ☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ☆必要に応じて避難住民の対応にあたる。

確安  
認否

### 教職員

- ★学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- ☆避難解除、津波警報、津波注意報が解除されるまで待機する。

の避  
確難  
認状  
況

- ★電話、安否確認メール、災害伝言ダイヤル、家庭訪問、避難所巡回等で所在、安否を確認する。
- ☆避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

事  
後  
の  
対  
応

### 教職員

- ☆本部は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(引渡を含める。)
- ☆本部長は、職員に命じて、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行わせる。

### (3) 校外活動時の発生(学校行事中)

☆教職員の行動 ★児童への対応 ○児童の行動

発地  
生震

児童の安全確保を最優先とする。

#### 教職員

- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。
- ☆引率教員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★班別行動中に地震が発生した場合は、引率教員が安否の確認と状況によって、保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災無線、携帯電話などで最新の情報収集に努める。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、警報や注意報を待たず、すぐに避難する。情報は避難先で確認する。

安全  
確保  
・  
情報  
収集

#### 児童

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

#### 教職員

避難  
・  
誘導

- ★安全な場所への避難を判断し、児童の避難を誘導する。
- ☆避難後、状況を学校に連絡する。(携帯電話、メール等)

#### 児童

- 教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- 教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。
- 最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

#### 教職員

確安  
認否

- ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。

部災  
設害  
置本

- ☆本部長、教頭、教務主任、防災主任の指示により、各業務に当たる。

事後  
の  
対応

#### 教職員

- ☆引率教員は被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆行事等の計画時に引率教員間で役割を確認しておく。
- ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。

(4) 在宅時の発生(休日・夜間等) ☆教職員の行動 ★児童への対応 ○児童の行動

発地  
生震

児童の安全確保を最優先とする。

部災  
設害  
置本

**本部長(校長) 教職員**

☆本部長, 教頭, 防災主任の指示により, 各業務に当たる。  
※自らが被災し, 家族, 家屋が被災するなどの状況では, 配備に時間がかかることがある。  
(自らの安全を確保した上で校務にあたる。)  
※津波警報や注意報が発令中は, 学校を含め, 避難区域に立ち入らない。

安  
否  
確  
認

**教職員**

☆避難解除, 津波警報, 注意報が解除されるまで待機する。  
★電話, 安否確認メール, 災害伝言ダイヤル, 家庭訪問, 避難所等を回り, 教職員の所在, 安否を確認する。  
☆関係機関, 地域と連携する。

**児童**

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。  
○安全を確保した上で, できるだけ早く学校に連絡する。(安否, 所在, 家族の被災状況, けがの状況等

被害  
状況  
の  
確  
認

**教職員**

☆避難解除, 津波警報等が解除された後, 施設, 通学路等の被害状況を確認し, 本部に連絡する。

事後  
の  
対  
応

**本部長(校長)**

☆児童全員の安否確認を指示する。  
☆対応措置について町教育委員会に報告する。  
(状況によって, 指示を受け行動する。)

**教職員**

☆本部は, 児童・教職員の被害状況や施設の状態等を町教育委員会に連絡し, 必要に応じて支援要請を行う。  
☆災害の状況, 今後の対応について保護者に知らせる。  
☆津波警報や注意報が解除された後, 本部は, 学校の施設・設備の点検, 必要に応じて通学路の安全点検を行う。